

陰陽家の参陣構成について

— 軒廊御卜にみる —

* 細 田 慈 人

要 旨

室町時代は陰陽道の最盛期である。平安・鎌倉時代に細分化していた陰陽家は、南北朝を経て安倍有世系統・有茂系統と賀茂在弘系統の二家三系統へと集約していく。しかし集約後は、安倍氏と賀茂氏という二家間での争いへとシフトする。將軍家あるいは公家への奉仕をする場面は、室町時代史料には多く現れる。そうした奉仕の場面で構成あるいは招集される陰陽師の面々には、一体どのような基準があったのだろうか。陰陽師を招集する側にとって有力な陰陽家あるいは陰陽師は、重要な祭祀・儀礼において必要不可欠である。

平安・鎌倉・室町時代と変わらず重要なある種の定期的な卜占であった「軒廊御卜」を中心に参陣する陰陽師にどのような基準があったのか、法則性が存在したのかを検証してみる。これにより、貴族たちの当時の陰陽家に対する評価を明らかにできるだろう。

キーワード 室町時代 陰陽道 軒廊御卜

はじめに

室町時代において陰陽師は三位昇進・家格上昇により最盛期を迎え、中世的国家運営あるいは権力的象徴として利用されることとなったのは明白である。柳原敏昭氏は足利義満による権威篡奪と陰陽道の関係に着目し、一連の論考^①により、室町時代の陰陽道の概説的様相を明らかにした。ここに至って陰陽道はようやく本格的な研究の端緒に付いたといえよう。そして木村純子氏は柳原氏の研究成果をふまえた上で、室町時代の陰陽師の活動、寺院とのつながりなどの実態を明らかにした^②。

また室町時代には数多く陰陽道祭・祓が行われ、その祭祀儀礼に関しては近年特に研究が進み、小坂眞二氏により実際に行われた占法に至るまで事細かく明らかにされている^③。

柳原氏の論考の対象とする時代以後、すなわち嘉吉以後に関しても森茂暁氏^④・末柄豊氏^⑤らにより論じられ、鎌倉・室町時代の陰陽道から

近世へと変化していく様が次第に明らかにされつつある。

しかしながら、陰陽頭や上臈の陰陽師などに触れつつもその構成に關しては未だ踏み込めていないのが現状である。室町時代の陰陽道は將軍家と密接であったが、何もそれだけではなく、朝廷祭祀や公家への私的奉仕なども非常に密接であった。そうした奉仕の記録には参陣した陰陽師が記されているものも少なからず存在する。陰陽師・陰陽家の参陣になんらかの法則があるならば、それを構成させた側の意思がその法則に現れていると考えられる。また、陰陽師内での序列を明らかにすることも可能ではなからうか。

南北朝期において家の細分化、陰陽家間における競争の激化により、安倍氏・賀茂氏の系統の突出が現れはじめ、やがて柳原氏や木村氏が指摘する安倍有世系統・安倍泰宣系統・賀茂在弘系統の陰陽道家内の優位性の確立へと移行する。そうした状況の中で構成される陰陽師の参陣は、陰陽道家内とりわけ安倍氏・賀茂氏における優位の者を示す格好の材料といえる。

本稿では主に南北朝・室町期における「軒廊御卜」を中心に陰陽師の参陣の構成を取り上げる。「軒廊御卜」という陰陽師にとって「最高位の卜い」と呼ぶべきものに参陣した陰陽師の構成を検証することによって、当時の陰陽師の招集に際して、どのような構成意識があったのか、あるいはその参陣自体が陰陽師にとってどのような意味を持つのかを見出すことが出来れば、と思う。

一、南北朝・室町期における「軒廊御卜」再考

(一)「軒廊御卜」の手順

まず、本稿の素材である室町時代における「軒廊御卜」に關して簡潔に再考を行っておく。⁶⁾「軒廊御卜」は平安時代から古記録などに頻繁に現れる卜であり、天皇や国家の安危にかかわる当時最高位の卜であった。飢饉・大雨・地震といった自然災害、蛇や鼠の死骸が出現したなどの怪異と呼ばれるもの、また火災などによる焼失や大風等による諸社寺の建造物の破損・傾倒が起きた際、あるいは諸国衙から奏上された異変に際して内裏紫宸殿に向かつて右側の回廊(軒廊)において上卿主導のもと、神祇官・陰陽寮の官人が出仕しておこなった卜占である。神祇官の「官卜」は灼甲を、陰陽寮の「寮占」は六壬式占を用いた。⁷⁾卜占の結果、変事あるいは凶事の予兆であると決まれば、卦兆の定める方角の社に祈謝使が撥遣され、占断に応じた日数、天皇及び公家が物忌に服す、という流れをとる。また、天皇が内々に行う御卜もあった。

この「軒廊御卜」は平安・鎌倉時代と時代を経ても行われ、それは室町時代に至っても同じであるが、実際に記録上に残る「軒廊御卜」は平安・鎌倉のそれらと比べると格段に数が少ない。本稿の考察を進めるにあたって古記録を中心に南北朝・室町末期までの間に行われた「軒廊御卜」を管見の限り一覧表にしてみた。それが表一で

ある。上限は一般に南北朝・室町時代の起点とされる建武政権成立とし、下限は「軒廊御下」を管見の限りで最後に確認できた延徳二年（一四九〇）とした。

最も遡るのは、暦応元年（一二三三）、最も下るのが延徳二年であり、延徳二年以後、管見の限りでは見当たらなかった。暦応元年から延徳二年までの約一五〇年の間に五十件行われているのがわかる。⁸⁾

さて、では室町時代における「軒廊御下」とはどのような流れで行われたのか、また、その行われる基準がどうであったのか。故実書から「軒廊御下」に関して引いてくる。

【史料一】『禁秘抄』一、陰陽道 条

近代軒廊外。内々御下之時。於藏人所或便宜之所有之。但無殊事之時。不可有御下。在寛平遺誡。行幸反閑之外。時々有身固事。⁹⁾

「内々の御下」を藏人所或いは便宜の所で行い、とくに重大なことではなければ御下を行ってはならないとしてあり、「在寛平遺誡」としている。また「内々の御下」とあるように天皇が日常的にうらなわせていたことがえる。しかし、「軒廊御下」という語に関してはこの史料に見当らない。「軒廊御下」という語は同じく『禁秘抄』の「御下」の条に見える。

【史料二】『禁秘抄』御下 条

諸社寺并所々奇恠珍事出来。先軒廊御下。上卿行之。神祇官陰陽寮下申。上卿以職事申子細。被問輕重子細。上卿兼日間官寮申也。可有御物忌。職事下知之。又不及軒廊御下。内々（之）事召

陰陽師。於藏人所被問。進下文。皆連署。或七人。或三人。神祇官下於弓場勤。如藏人令下。非強事者御下不可行之由。在寛平誡訓。官寮不同之時。用官也。又内々密々以女房書被問陰陽師家常事也。¹⁰⁾

「諸社寺并所々奇恠珍事出来。先軒廊御下。」とあり、諸社寺または所々で奇恠珍事が生じた際は先ず「軒廊御下」を行うとし、上卿が職事を以って御下を行う理由、またその程度を問い、上卿は兼日官寮に物忌が重なるかどうかを聞き、重なっていけば職事は下知を出して軒廊御下を行わない。更に「強の事」つまりは急を要する程の重大な事態でなければ御下を行わないということが『寛平御遺誡』にあったともあり、天皇家にとっても重要なものであった。

「軒廊御下」は、物忌の有無と御下に至るか至らないかという理由の軽重判断の二点のどちらかがあれば御下を行わないという条件があった。更に、神祇官と陰陽寮が違う占断を下した場合には、官を用いるともあり、故実書の「軒廊御下」において、陰陽寮は官の補佐的な役割という立ち位置に居たと判断出来る。『禁秘抄』にはこれ以上の記述は無く、更に故実書の項目の流れに関して詳しく知るために『北山抄』と『江家次第』に関して見てみる。

【史料三】『北山抄』卷六 備忘略記 軒廊御下事

軒廊御下事有上部真氏之。中臣氏相具。但云在氏。有下部真氏。六位者恠次者恠云々。
上卿奉仰、仰外記、令召神祇官・陰陽寮。各率僚下参人。應召人
自日華門、着軒廊座。東第三間以東。神祇官候西上。第一間以西。陰陽寮候東上。掃部寮・字職殿。主殿寮・主水司設水火。大膳職奉候云々。上卿召神祇

No.	和暦	月	日	上卿	鎮守 御人	監禁 御人	目的	発生場所	怪異	備考	出典
1	暦応1	閏7	28	大納言藤原具親	—	—	遷宮日時定	若清水八幡宮	火災	安倍泰基参拜	岩・後愚・田
2	暦応2	12	10	中殿通冬	4	3	造伊勢神社	三河国設楽山	逢丸	泰世・泰尚・良宣参拜	中
3	暦応3	12	12	中殿通冬	—	—	大納言藤原宣任官	大津宮	人為	「各卜申」複数参拜の	中
4	暦応4	3	14	大納言通冬	3	1	怪異吉凶	住吉社	触穢	副安部良宣	中
5	康永1	6	4	春宮權大夫実夏	—	—	月次幣物御頭官預置	伊勢路不通	天災	四月九日行	守
6	康永1	7	9	春宮權大夫実夏	—	—	例引御	下鴨社	火災・觸穢	八月九日行	守
7	康永1	8	6	春宮權大夫実夏	—	—	怪異吉凶・奉務撥遣	春日社	怪異	No.6も同時に卜占	守
8	康永1	11	10	大納言通冬	2	1	神輿改造可否	東大寺八幡宮	觸穢	—	兵
9	貞和3	4	起月	源大納言通冬	—	—	—	—	不明	—	中愚
10	貞和5	7	20	權中納言藤原國俊	—	—	怪異吉凶・鳴動吉凶	若清水八幡宮	怪異・天災	—	守
11	貞和5	7	25	左頭中掇足宗	—	—	造正殿・法次式文順守	伊勢内宮正殿	造替	25日延引後、不明	守
12	延文5	3	29	新中納言具通	—	—	内戸枯逸・盗人吉凶	外宮井邊吉田神社	盗人・人為	式文順守吉との結果	守
13	貞治3	2	17	權中納言忠光	—	—	内宮遷宮運意	皇大神宮	怪異	御影書有り	後愚
14	貞治3	2	5	權中納言藤原忠光	2	1	造替遷宮有成否哉	八幡宮	觸穢	—	守
15	応安4	5	1	藤中納言忠光	—	—	怪異吉凶	下鴨社	—	—	後愚
16	応安6	4	23	—	—	—	—	—	—	—	守・史愚
17	応安6	9	26	—	—	—	—	—	—	—	官公・吉
18	永和3	12	6	中殿大納言久我具通	1	2	怪異吉凶	神宮・八幡宮	怪異	—	愚
19	永和4	3	19	前四白近衛道嗣	—	—	怪異吉凶	鴨社	怪異	—	愚
20	永徳3	6	12	御中納言仲光	2	3	盗人吉凶	吉田社小社	人為	—	兼
21	応永1	11	6	坊城中納言俊任	—	—	怪異吉凶	伊勢内宮・實茂下上社	怪異	—	兼
22	応永3	4	23	西大路隆仲	—	—	賀茂祭舞人召捕吉凶	賀茂社	怪異	養持昇殿延引23日行	荒
23	応永3	11	25	西大路隆仲	—	—	怪火	鴨河合社	火災	上欄は義満	荒
24	応永6	4	5	—	—	—	羽織出現吉凶	春日社	怪異	—	迎
25	応永23	10	21	—	—	—	枯木傾倒損壊吉凶	皇大神宮正殿	火災	—	押
26	正長1	10	26	—	—	—	宮繼造替・山殿使遷違否哉	宮繼	火災	御申記録のみ残存	建
27	永享1	9	14	三条大納言公保	—	—	侍奏作次第・年殿使違事	伊勢外宮	人為	詳細記載無し	郷
28	永享3	10	17	三条大納言公保	5	3	神体物失・神玉物失吉凶	伊勢別宮・月読宮	怪異	撰後、如例致沙汰了	郷
29	永享4	6	7	勸修寺中納言経成	5	2	神服御胸袋虫吉凶	吉田社第二・第四御殿	怪異	当寮役官俵屋五十疋被下行之了	郷
30	嘉吉2	12	24	權大納言藤原實成	2	2	盗人吉凶・神服紛失鼠損吉凶	皇大神宮・吉田社	人為・怪異	—	郷
31	嘉吉3	4	23	—	—	—	神輿御轡違替有成否哉	西七条	人為	—	郷
32	嘉吉3	7	3	三条按察大納言西公保	—	—	白蛇死去吉凶	若清水八幡宮	怪異	詳細記載無し	建
33	嘉吉3	7	29	—	—	—	龍鳳蛇咤天出現吉凶	若宮八幡宮	怪異	「天下穢中、不可被行」により延引	郷
34	文安1	4	29	三条大納言藤原実量	2	1	龍鳳鳥集吉凶	熊野阿須嘉社	怪異	康では同年5月22日実攝	康・建・郷
35	文安2	4	29	万里小路房房	—	—	羽織群衆吉凶	春日社	怪異	—	史愚
36	文安3	3	17	藤尾中納言隆遠	3	1	籠蓋上織物<生足>吉凶	吉田社龍神殿	怪異	—	郷
37	文安3	9	4	徳大寺大納言	2	2	鳥宮傾倒・振動吉凶	外宮・高宮	怪異	伊勢外宮カ	郷
38	文安4	閏2	17	久我中納言通高	1	1	子鼠頭床上有に ^二 つき吉凶	吉田社第一御殿	怪異	—	郷
39	文安4	9	8	權中納言持季	2	1	鳴動千木櫛木落	神宮	怪異	—	郷
40	文安5	6	6	中御門宗謙(神宮(伝奏也))	4	3	反殿遷宮有成否哉	伊勢大神宮	怪異	—	郷
41	文安6	5	15	權大納言藤原宗繼	3	2	羽織出現・地盤多発吉凶	春日社	怪異・天災	—	郷
42	宝徳1	8	22	中納言藤原持季	3	2	鳴動・櫛木千木落	皇大神宮	怪異・天災	—	郷
43	宝徳1	12	25	權中納言藤原隆季	2	2	怪異吉凶	吉田社	怪異	—	康
44	宝徳2	3	25	今出川中納言	3	3	神馬暴走につき吉凶	伊勢神宮	怪異・天災	御野戸破壊、逃走	郷
45	享徳1	8	29	權中納言藤原俊秀	5	3	正殿千木落・宮中鳴動	豊受宮	怪異・天災	—	郷
46	享徳3	10	23	—	—	—	反殿遷宮有成否哉	豊受大神宮	怪異	千木櫛木覆板落下	康
47	康正1	9	22	広橋中納言藤原光	3	2	御輿御轡紛失吉凶・鳴動	—	火災・天災	忌火の為紛失	郷・康
48	康正3	8	16	權中納言藤原繼光	—	—	—	—	—	—	宗・史愚
49	寛正2	12	12	万里小路大納言冬房	—	—	山殿使遷違否哉	若清水八幡宮	天災	鳴動に依る	管
50	延徳2	9	21	—	—	—	焼亡・奉務有成否哉	豊受大神宮	火災	有御卜者不可無奉務	御物

表一 「軒御卜」一覧(備忘～延徳年間)

- (1) 出典に関しては次のように記した。
 中 = 中院一品記(歴代残闕日記)
 迎 = 迎陽記(史料叢集)
 兼 = 兼宣公記(史料叢集)
 愚 = 愚管記(大日本古記録)
 荒 = 荒藤(史料叢集)
 宗 = 宗賢御記(歴代残闕日記)
 後愚 = 後愚味抄(国史大系)
 建 = 建内記(大日本古記録)
 康 = 康富記(御影書大成)
 郷 = 師郷記(史料叢集)
 氏 = 氏階記(三重県史 史料篇)
 押 = 押小路文書(内閣文庫・京大 ※刊本無し、所蔵は上記、本稿では大日本史料所蔵山御文庫記録 吉 = 吉田家日記(東大史料編纂所写本)

- (2) 記述がなく、判明していない部分は「—」で示した。
- (3) No.1に関しては表2のNo.と対応している。
- (4) 史料取集には努めたが管見に入ったのみ一覧とした。

官第一人名。四位百官稱唯、進就膝着、仰其事吉凶可卜申之由。下若本文書

即令傳旨 還復本座後、召仰陰陽寮如前。各成勘文、置筥蓋等進之。上

卿見了、召外記筥盛之、付傳仰人令奏。重無仰者、官・寮退出。

御上返給者 若當子日、或停神祇官、先令陰陽寮奉仕云々。依子日不卜

也。其六壬卜尚又不快。非急事者、改日共令奉仕可宜。¹¹

『北山抄』の項目においては「上卿奉仰、仰外記、令召神祇官・陰陽寮」とあるように上卿は外記に仰せて神祇官と陰陽寮を召すことになっている。陣に付き、上卿は神祇官一名を呼び、吉凶を卜うことを仰せて、本座に戻った後、次に陰陽寮を召す。この後、各勘文を筥に入れて上卿へ進め、上卿が見た後、外記を召して勘文を筥に盛る。官と寮はこの後に退出するという流れを確認出来る。更に子日にあたり、神祇官が「亀卜」を行えない場合は、陰陽寮が行うと規定している。

次に『江家次第』を見てみる。

【史料四】『江家次第』卷一八 軒廊御卜

軒廊御卜

神祇官卜部直氏卜之、中臣氏相具、但至件氏有不具例、六位依姓

次著座云々、上卿奉仰、卒参議著陣如恒、仰辯令敷座、仰外記令召

神祇官・陰陽寮、或有令史召例、也非、各卒僚下参入、應召入日華

門、著軒廊座、東第三間以西神祇官候、上西第一間以西陰陽寮候、

上東以上、掃部寮豫敷座、主水設水、主殿設火、大膳奉坏、上卿召

神祇官第一人名、四位百官朝臣、五位百官朝臣、無云、伊勢事、不依位階可召中西名云云稱唯進就膝突、仰其事吉凶可

卜申之由、若有本文書下給之、即令傳旨陰陽寮、小野等大臣下卜定還復本座、次召仰陰陽寮

如前、各盛勘文、置筥蓋等進、成力、上卿見畢、召外記筥盛

之、付傳仰人令奏、若有可成官符・宣旨事者、本解御卜下官、無

重仰者官・寮退出、下御上返給、文書留中者不給空筥、若當子日、或停

神祇官、先令陰陽寮奉仕云々、依子日不卜之、其六壬卜當不快、非

急事者、改日共可令卜、¹²

「上卿奉仰、卒参議著陣如恒、仰辯令敷座、仰外記令召神祇官・陰陽寮」となっているようにここでも上卿が外記に仰せて官と寮を呼ぶという流れは変わらない。更に子日で神祇官が「亀卜」を行えない時は、陰陽寮が奉仕するという点も同一である。故実書という規定の中では、これらの流れで「軒廊御卜」が行われることになっている。では、実際にこれらの流れが室町時代の「軒廊御卜」において守られていたのか、表一にあげた事例から詳細に軒廊御卜の流れを記録しているものを次にあげていく。

【史料五】『中院一品記』暦応二年（一三三九）十二月十日条

藏人左少辨宗光可被行軒廊御卜、可奉行之由相催、同領状了、

其筆（略）、予入本解中著陣、先奥、次移著端座、召官人令敷

軾、次以官人召外記、々々参進小庭、問官寮参否、其詞神祇官候、陽寮八候外記申

候之由、予目許、次以官人召辯宗光、来軾、予仰可令敷官寮座之

由、次敷座了、次召外記、官寮令著ヨト仰之、次神祇官兼員、兼

豊、兼前著座、寮三人経数刻著座、件座陣座前立部内、官ハ東上

南面、寮ハ西上南面、官與寮以中為上首也、次予目官兼員、々々

召七、外記稱唯退、常ニハ神祇官、康継立向兼名朝臣已

下四人著之、西上南面也、官寮以中為上之故也、清和兼種兼菅經兼少後、兼敏經又後中臣之者也、

次寮頭已下三人著之、東上南面也、神祇官史生置文書於兼名朝臣有季朝臣

前、又置水火、史生語云、此水火事、強非史生存知之限、自然不置来云々、予申云、如前次第者諸司置之歟、主水より水火向來不置之、已為數百年之流例、史生置来之条為公事無為歟、又諸司可置歟、何様に歟、主水より事務兼所被示也者、次上卿召中臣清直朝臣為神宮事、仍不召卜部上首

云々、下社解勘文等、歸本座、各卜之、次召有季朝臣仰之、各事畢、清直朝臣持參神祇官卜形、納筮、次寮有季朝臣持參卜形、

上卿此次仰官寮可退之由、康継稱唯之後顧後、令目兼名朝臣了後退出、次官寮自下臈起座、先寮、次上卿招職事頭辯、被奏卜形、納筮、諸司不待仰撤座々々、次撤賦、(略)、陰陽寮

占、伊勢太神宮司言上怪異吉凶、(略)、推之、可被念正遷宮之條宜乎、何以言之、傳終帶吉將、日

上并御年上得良將、是主宜之故也、
 文安五年六月六日、兵部少輔 賀茂朝臣在政、

頭兼天文博士安倍朝臣有季、

この記録には「常ニハ神祇官誰々朝臣、寮ニ誰々候之由具ニ交名ヲ申之者也、康継為年少之間、令省略申之、」とあり、本来は神祇官

と陰陽寮のそれぞれの参陣を示すために名を呼ぶところ、外記として招集された中原康継が年少なので省かれている。

『北山抄』・『江家次第』の中には「上卿召神祇官第一人名、四位召官朝臣、但至伊勢事、不依

が伊勢の場合は、位階によらず中臣の者を召すとしている。史料六は式年遷宮を対象としているので、伊勢の場合であり、故に卜部上首を

召さず、大中臣を召している。そして「召仰陰陽寮如前」であるので陰陽寮の第一名を召す。史料六では、当時上首である有季が召されて

いるため、官寮を召す点では故実の記載の通りといえる。

また「史生語云、此水火事、強非史生存知之限、自然不置来云々、予申云、如舊次第者諸司置之歟。水事主水司必不置之、已為數百年之

流例、史生置来之条為公事無為歟、又諸司可置歟、何様にも主水よりして直ニ不令置之、局務兼所被示也者、」という点も注目すべきである。

火と水を置くことは、本来の『北山抄』・『江家次第』に見る規定では主殿と主水とされていたが、ここにおいては水のことは主水が必ずしも置いておらず、として主水に直ちに水を置かせることはないようにと記されている。そして、この史料においては水火を実際に置いたのは神祇官の史生であったと考えられる。

主水司の水設に関して、文安元年（一四四四）の記事にもみえる。

【史料七】『康富記』文安元年（一四四四）五月二十二日条¹⁵⁾

今夜軒廊御卜被行之、去三月二十三日午時、熊野阿須賀王子宮雌鳥雄鳴事被卜之者也、(略)、今夜雨降、庭上湛水、仍神祇官兩人

註南上東面著之、寮頭一人東面也、可為北上也、先々合末著之故也、今夜寮方一人也、抑主水司可置水事、兼日長官局務等参會

之時有沙汰、局務師郷朝臣息師幸、為掃部頭致年預之奉行之間、有此問答、所詮於主水司者、御卜毎度實不令置水也、掃部寮敷座置水火之由、見次第了、近例掃部寮官可置之歟云々、掃部方被申云、敷座事寮家沙汰勿論、其次可置水火之由無所見、雖然内々語承候者、就近例可申付也云々、清史被申云、只如此間可被致沙汰也、當家自^{頼家眞人御事也}大外記殿至今數代數十年居此長官、未直令置水也云々、仍今夜之儀、自何方置水火哉不詳、何様自主水司者別不申付也、只如此間一向不存知云々、本儀自官方載廻文、兼日可相觸主水司也、其時主水司仰鑑取可申付寮家官人歟云々、此事去々年^{廿四日}、軒廊御卜之時、予為外記令參陣之時、官務^{頼家}申云、主水司可置水也、清外史之事也、早可被加下知之由、雖及敷度之責、予會不存知之由申之、一切不相綺、其時官務申付雑色被置水了、今案之、其時予不令置之事者幸也、(略)、掃部寮之寮官古老之者、^{同務之}雑色^之多年及五十年致掃部年預方沙汰之間、毎度爲無爲無事歟、彼古老之者致仕、既令出家之間、當時之寮官^{頼家}若輩也、未得故實之間、新及此相論乎如何、

史料の引用が長くなつてしまつたが、主水司による水設に関する記述が多く存在する。主水司が水を置くことに関して予め「長官局務等參會之時」に沙汰があつた。局務師郷朝臣の息師幸は掃部頭として年預の奉行を致していたので「此問答」があつた。即ち主水司の水設に關して問答があつたと記している。御卜を行うたびに毎回置かせていたわけではなく、掃部寮が座を敷いて水と火を置いたことがある、と

いう事例があり、掃部寮の官人が座を敷き、水と火を置くのかと問、これに對して掃部寮は「敷座事寮家沙汰勿論、其次可置水火之由無所見」と返している。座を敷くのは掃部寮家の沙汰であるが、その次に水火を置く所見はない、と言っている。残念ながら実際に火を置いたものがどの寮官なのかは史料に見ることは出来ない。

また、この時期に、主水司が水を置くという事態が必出ではないとの認識もあつたのは間違いない。主水司が御卜に際して更に主水司が「毎度實不令置水也」であつたことがそれを示している。

しかし、故実規定の流れでは水を置くのは主水司、火を置くのは主殿寮である。康富自身は自身が外記として參陣した嘉吉二年十二月廿四日の軒廊御卜(『康富記』嘉吉二年十二月廿四日条)に際して、官務が雑色に申し付けて水を置かせた、という事例を記している。また「彼之古老」は出家し、當時の寮官は若輩であつたとも述べている。

外記家の康富が「不存知」としている点に疑問がある。外記家の者が、軒廊御卜に關して詳しく知らないはずはない。康富は故実書にある軒廊御卜の項目を認識していたが、當時の官務や掃部寮などには正しく伝わつていなかった、あるいは故実書の項目とは違う形へ変遷していた等の可能性が考えられる。結果的にこの軒廊御卜に際しては、水を置いたのは掃部寮でも主水司でもなく、官務雑色であつた。

康富自身は去々年の御卜に際して、「其時予不令置之事者幸也、」と記している。故実どおりであれば、主水司による水設であるのに對して、置かせなくて幸いであつたとしてのことから、この時点で既

に主水司による水設が正しくないとされており、そしてそれは最後に述べているように、古老の出家、若輩の者による故実の不得が故に、新たに主水司の水設に関して「問答」に及んだのである。

史料七の「去々年」の記事、すなわち同じく『康富記』の嘉吉二年（一四四二）の条に水火設の事例を確認してみる。

【史料八】『康富記』嘉吉二年（一四四二）十二月二十四日条¹⁶

今夜被行軒廊御下、伊勢豊受大神宮正殿盗人参昇事也、又吉田社第三神殿神服紛失、同社第四神殿神服鼠喰損事等被行者也、

（略）、上卿著^資仗座奥、職事以俊秀、被奏可行御下之由、職事歸出、仰被聞食之由、次上卿移著端座、令敷賦、以陣官召雜色所持

之文書、神宮吉田之社解并勘文等也、次二上卿召權辯、仰座事、（略）、主水司事也、可被存知云々、予申云、縦雖爲主水司之所

役、如此事者、寮官年預沙汰来歟、長官尚以不可存知也、所詮非外記方之催之間、難存知之由申了、官務云、於火者主殿寮之所役

也、既申付云々、當座加下知問、（略）、於水者、尚不可置之處、予不可爲存知之由申切問、官務又内々以下部加下知令置水、

^{上卿}下部座下程也、此事後日尋申清史之處、無所見云々、如次第者、水火事、上卿下知之様不注之云々、或本ニハ主水司獻水、掃

部寮置火云々、然者今夜為主殿寮役官務加下知、令置火之条、又不得其意者哉、次上卿招神祇官上首清國朝臣、給社解、仰御下

事、清國復本座、次上卿目陰陽寮上首在盛仰御下事、次官覽本解送寮、々見畢返官、次各書占文、^{官覽}次官清國朝臣持參下形、上

卿披見、返筥、官復座、送筥於寮、々納下形於筥蓋、參進、上卿取之返筥、神宮方御下、此次上卿目神祇官兼名朝臣、給吉田社解、仰御下事、次召寮頭仰御下事、（略）、

「清史」に尋ねると所見無く、上卿の水火の下知は「不注之」と言われている。また、「或本ニハ主水司獻水、掃部寮置火云々、然者今夜為主殿寮役官務加下知、」とあり、ここでは、ある本に主水司が水を、掃部寮が火を置いたという記載があるというので、今夜は主殿寮の役を官務に下知を加えるとしている。水火の設置に関する上卿の下知は、史料上にないためこれ以上詳細を知る事はできないが、官務が下部に下知を加えている点を見るに、おそらく（下部を経由し、その下知を受けた）神祇官史生が水を設置したと考えるのが妥当である。

前掲の史料五「曆応二年（一三三九）」では、主水が水、主殿が火を置いたのに対し、嘉吉二年（一四四二）の時点では神祇官史生が水を置いていた。また、史料八において「或本には」とあるのは故実書の類をさすのではなからうか。主水司による水設・主殿寮による火設を見識としていたのは、「或本」によるものなのだろう。主殿寮による火設もここでは官務に下知を加えることで行われている。前掲史料七では、「雑色」に申し付けて水を置かせたとあるが、ここでは「雑色」にはふれておらず、あくまで主殿寮の火を置く役所を官務に下知したことしか記されていない。

史料五から史料八までの史料を省みるに、この水火設に関しては、設置する者が二転三転しているのが読み取れる。曆応二年に行われた

軒廊御下では、故実書の項目どおり水は主水、火は主殿が設置しているが、嘉吉二年では、水は神祇官の史生が設置した可能性が高く、火は、主殿によって設置されている。文安元年の史料では水火の設置者は詳細不明であるが、これに関して「問答」になっていた。この「問答」は、故実を知る「古老」が出家し、「若輩」に代替わりしたため、故実の不得という事態が生じ、「問答」になったと考えられる。そして文安五年では水火は、神祇官史生により設置されている。つまり、曆応々嘉吉年間に故実の「主水司の水設・主殿寮の火設」を知る者が居るにも関わらず、問答が起き、やがて文安以後は結局神祇官史生により設置されたのである。

「清史」の「水設は主水司という認識」や、本来火を置くはずの主殿寮の役割を掃部寮が代わりに果たした事例が存在すること、更に主水司が水を置くというのも必ず置かせるものではないという認識も存在していたこと、神祇官史生により水火が設置された事例も存在したこと、そしてそれら一連の水火設に関しての問答があったことなどは、それだけ軒廊御下に対しての関心の高さを象徴している。

(二) 軒廊御下の対象

さて、ここまで軒廊御下に関しての二大要素、すなわち、卜占と怪異のうち、卜占に関わる変化(亀卜に使用される水火坏を例に)を見できた。もう一方の要素、則ち御下の契機になる怪異を室町時代に関

して見てみる。表一から軒廊御下の目的と怪異の項目を参考に怪異を分類すると、

怪異二十八件

火災六件

人為七件

觸穢二件

天災八件

傾倒一件

造替一件

怪異は千木頽落や虫の大量発生など人為的でも天災的でもないものをまとめている。また、造替は神輿破損や神体等の欠損による造替を行うか否かを指す¹⁷⁾。人為は違乱や殺人、人による物損などを表記している。また、御下の契機となる事象が発生し、それが社殿の損壊などの建築物に由来していることが多く、その場合、假殿遷宮が行われるか否かの吉凶になっている点も重要である。室町時代では前代である平安・鎌倉期と比べて人為的な要因(戦乱や神人と土民との狼藉)が増え、かつ社殿損壊の際においては御下と合わせて假殿遷宮の要請を行うことが定例となっていたのであろう¹⁸⁾。これに関しては山田雄司氏が「室町時代伊勢神宮の怪異」(神道史研究、五四、二〇〇六年四月)の中で詳細に考証されておられる。すなわち怪異が室町時代においては禰宜等の社殿の整備という目的に利用されたと考えられ、その為に報告される怪異は人為的なものを含んだり前代においては怪異

として扱われることの少なかったものが怪異に含まれるようになるが、当該期の朝廷には単独で費用の調達が出来るほどではなく、御卜の後、祈謝使が撥遣され、奉幣が行われることがあっても費用のために遷宮が行えない事もあり、禰宜等が自己負担で遷宮を行ったこともあったというのである。かかるような状態であったので社寺側はいまでもなく、貴族側に関しても関心が高かったのである。

奉幣の有無、怪異の分類、假殿遷宮の有無など室町時代における軒廊御卜に付随する様々な要素には多分に考察の余地があるが、ここで一度、本来の要点に戻るために再考点をまとめておく。

室町時代において軒廊御卜は上卿が着座して以後『北山抄』・『江家次第』と変わらない手順を踏んでいくが、「軒廊御卜」に至る理由の変化、水火という卜に関連する重要な道具を配置する部署が変化するなど独自の様相を見せる。水火を設置する者をめぐる「問答」において、故実書にある水を置く主水司・火を設置する主殿寮という点は、「近年無所見」とされたり、「必ずしも主水司が置くわけではない」などという認識の変化など二転三転していく。

そして、軒廊御卜が行われない条件として、一、子の日であり、神祇官が停止していること。二、御卜を行う契機となる諸社寺からの注進が「強」のことでないこと。の二つであり、このうちのどちらかが当てはまれば御卜を行われなかった。²⁰⁾ そしてこれらの規定は「水火設」以外を除いては大まかに守られていたが、その規定に室町時代に至って慣習とされることが追加され、²¹⁾ 室町時代において、故実書の軒

廊御卜の項目にはない作法を取る、あるいは対応をされていたことがわかる。

御卜は怪異と卜占という二大要素の上に立っている。怪異の対象の増加や卜占に使用される水火坏設置に関する一連の問答、また故実書の項目にない手順の追加などや室町時代において家格上昇等が行なわれ地位が向上した陰陽師の参陣が確認出来る点²²⁾といった事象は、室町時代における軒廊御卜に対する関心の高さを示し、件数が減ったとはいえ、未だに権威付けの道具として、あるいは朝廷における諸社寺の重要性を再認識させる道具として用いられたことは間違いない。

二、朝廷での奉仕に見る陰陽師の構成

前述の通り、朝廷での陰陽寮の関わる奉仕では「軒廊御卜」が最高位であり、陰陽師の職能として最も主流な占を用いる最高位の活動と言えよう。表一は前章で掲げた通り、軒廊御卜で参陣した陰陽師の数が確認出来る。また、表二は「軒廊御卜」に参陣した陰陽師を史料より抜き出したもので、表二のNoは表一の左覧、Noに対応している。

表三は、陰陽頭の氏名、在任時期、従三位に叙せられた時期を一覧にしてある。陰陽家にとって国家のあるいは天皇家の安危に関わる卜占に参陣することは自らの陰陽師としての歴に箔をつけるという意味で重大であったと考えられる。この軒廊御卜において参陣する陰陽師は上卿によって予てより招集が決められており、そこには当該期の貴

族たちの陰陽師に対する意識が存在しているのではなからうか。公的な陰陽師の関わる催事において招集されることは、それだけ当時の同時代人による陰陽師への評価といいかえることが出来よう。

まずは「軒廊御卜」に参陣した陰陽師から見ていく。軒廊御卜においての陰陽寮の参陣に関しては前掲史料三に「令召神祇官・陰陽寮。各率僚下参入。」とある。神祇官・陰陽寮はともに配下を連れて参陣することとなっており、陰陽寮においては陰陽頭が僚下、つまりは寮内の各博士などを率いて参陣するはずである。陰陽寮が参陣する際に、陰陽頭が参陣した例は応安四年(一三七二)五月一日の賀茂在弘参陣まで見受けられないが、それ以後は頻繁に見られるようになる。室町時代の陰陽道の隆盛との関連が如実に現れていると言える。

陰陽師の資格上昇がなされるのは永徳四年「至徳元年」(一三八四)であり、この年、有世は従三位に列せられる。また、有世は足利義満の折袴祭において陰陽道祭主とされていることもあり、義満の権威奪取において陰陽道ひいては陰陽師が権威付けとして利用されたことは柳原氏が指摘されている。²³⁾ 応安四年(一三七二)の時点まで陰陽頭の参陣していない理由が平安期に公家世界で隆盛を誇った陰陽道は鎌倉期に武家政権の元で活用された後、幕府崩壊と共に一時的に弱体化することにあるのは想像に難くない。柳原氏や木村氏は、南北朝期における陰陽家は、未だに優劣の定まらない状態であったと指摘されている。南北朝期においては陰陽師にも戦乱の余波が波及していた。そうした状況で陰陽家の存続を図ることは困難を極めた。

であれば、応安四年以後、陰陽頭が参陣する例が現れるのはいかなる理由あつてのことだろうか。注目すべきは表一のNo.14・20である。次に史料を掲げる。

【史料九】『師守記』貞治三年(一三六四)二月五日条²⁴⁾

今日家君以状今日内宮遷宮日時改定、軒廊御卜延否事、(略)、陰陽寮権天文博士安倍有世朝臣^{陽頭}、参陣丑刻被行之、次被行軒廊御卜、内宮遷宮違忌事也、上卿以下同前官、前丹波波卜部兼遠、縫殿頭同兼熙、寮権天文博士安倍有世朝臣等参陣、陰陽頭賀茂清周朝臣不参、(略)、

陰陽頭賀茂清周は有世と同世代であつた賀茂在弘の一代下の世代の人物であり、賀茂嫡流家ではなく分家の者である。陰陽頭不参に対して、有世が参陣しているが、この史料における有世は天文博士ではあるが前陰陽頭と記され、陰陽頭を超える位置にいた事は間違いない。この時既に有世は上臈の陰陽師²⁵⁾として参陣していたのである。

【史料十】『吉田家日次記』永徳三年(一三八三)六月十二日条²⁶⁾

今夜依吉田社小神四所盗人事被行軒廊御卜(略)、上卿帥中納言^{卿光} 着陣、(略)、次應召参着官・家君・予、陰陽寮権天文博士安倍有世朝臣^{内親殿}・頭兼曆博士賀茂在弘朝臣・助安倍有茂朝臣等参着、(略)、次被召有世朝臣、被仰有趣家君本解御披見之後、予給、々披見之後、進家君、々々被渡有世朝臣了、(略)、次更召外記、官・寮仰退座事、自下臈退出、六位史秀職参候了、官・寮济々代始御卜也、嚴重尤珍重也、(略)、

陰陽寮

占吉田社司言上怪異吉凶

古言十日夜定人參入管住東西小神四所神殿奉勤神職・提壇指服・神立・御役所神

今日甲申、時加亥、日奉管河魁臨卯爲用、將六合、中太一・將大陰、終神后・將青龍、卦遇聯始、

推之、依神事異例、穢氣不浄所至坎、何以言之、用起有氣帶不浄之、將傳見太一、大陰終得神后、大歳上有天后、是皆主神事違例・穢氣不浄之故也、殊被祈請無其咎乎、

永徳三年六月十二日

助 安倍朝臣有茂

頭兼曆博士賀茂朝臣在弘

權天文博士安倍朝臣有世

有世は前述の通り、後に義満によって陰陽家で初の昇殿勅許、三位昇進を果たす土御門家（安倍嫡流）の当主であった。しかしこの頃（史料九）、義満はまだ幼少の為、接点等あろうはずもない。有世の陰陽頭就任に関しては不透明な点が多いが、文和三年（一三五四）十一月の大嘗会の吉志舞の奉行を務めたことが理由であったとされる。²⁷⁾ 義満と有世の関わりが確認出来るのは永和四年（一三七八）四月二十三日（『愚管記』永和四年（一三七八）四月二十三日条）で、義満の室、日野業子の着帯に際して加持を青蓮院門跡らと共に務めている。これ以後、義満と有世の関わりは史料に多く姿を見せる。義満が有世に着目するきっかけとして吉志舞の件があったとも考えられるが、そこに軒廊御卜に参加したという事実があったことも考えられる

表二 「軒廊御卜」に参陣した陰陽師一覧

No	参陣した陰陽師	備考
1	安倍泰世	頭不参
2	権大夫博士安倍泰高・助安倍良宣・大膳大夫安倍泰世	頭不参
4	助安倍良宣	助良宣が勘文作成、頭は不参か
8	賀茂在実	官位職記述無し
14	権天文博士安倍有世	頭賀茂清周不参
15	陰陽寮頭在弘	
18	大膳大夫在世・陰陽頭賀茂在弘	在世は安倍有世カ
20	権天文博士安倍有世・頭兼曆博士賀茂在弘・助安倍有茂	有世（内昇殿人也）
27	寮有富・有清・有季	
28	寮頭有清・有季・在成	在成は賀茂在長の初名
29	陰陽寮寮頭有清・有季	
30	陰陽頭賀茂在盛・天文博士安倍有季	
34	陰陽頭安倍有季	
36	陰陽寮頭有季	
37	陰陽寮頭土御門有季・助有正	
38	陰陽寮頭土御門有季	
39	陰陽寮頭土御門有季	
40	陰陽寮頭（天文博士）安倍有季・助安倍有正・民部少輔在政	在政は在盛の弟、在宗の初名
41	陰陽寮頭安倍有季・安倍有正	父有季・子有正と注記有り
42	陰陽寮頭安倍有季・助有正・曆博士賀茂在榮	在榮は在盛の息、在通に改名
43	陰陽寮有季・助有正	
44	陰陽寮頭有季・有正・在榮	
45	陰陽寮頭有季・他二名	「有季朝臣以下三人」とあり
47	陰陽寮二名 ※郷では有季・在宗、康では有家・在榮	師郷記と康富記で人名に違い有り

(1) 表1に於いて参陣した陰陽師が確認できたものだけ一覧にした。

(2) 左のNo.は表一のNo.に対応させてある。

表三 陰陽頭一覧

No	陰陽頭	史料に見える期間	従三位叙位
1	賀茂在冬	建武2・6・26 (1)	
2	賀茂清平	暦応2・6・26 (2)	
3	安倍有俊 (泰輔)	暦応3・3・29 (3) 一康永1・7・14 (4)	
4	安倍良宣	康永3・5・6 (5) 一貞和4・9・19 (6)	
5	安倍親宣	[貞和5・4・24] (7) 一観応3・8・2 (8)	
6	安倍泰尚	文和1・12・10 (9) 一文和2・9・19 (10)	
7	賀茂定秀	文和3・11・1 (11) 一文和4・11・1 (12)	
8	安倍有世	文和4・11・1 (13) 一延文3・10・23	永徳4
9	安倍有隆	[延文3・10・23] (14) 一延文5・1・10 (15)	
10	賀茂清周	貞治1・10・11 (16) 一貞治3・9・21 (17)	
11	賀茂在音	貞治5・8・23 (18) 一貞治6・12・21 (19)	
12	賀茂在弘	応安3・6・27 (20) 一永徳3・9・4 (21)	応永13
13	賀茂有茂	嘉慶2・6・5 (22)	
14	賀茂定継	明徳5・7・1 (23)	
15	賀茂在方	応永3・10・29 (24) 一応永18・11・1 (25)	応永29
16	安倍泰家	[応永19・1・28] (26) 一応永22・10・29 (27)	応永23
17	安倍泰継 (嗣) (有盛)	[応永23・3・23] (28) 一応永27・8・25 (29)	応永31
18	安倍有重 (有仲)	[応永29・3・27] (30) 一応永29・12・18 (31)	永享11
19	賀茂在貞	正長1・5・19 (32)	
20	安倍有富	正長2・8・22 (33) 一永享2・10・14 (34)	文安2
21	安倍有清 (有郷)	永享2・11・21 (35) 一永享6・9・2 (36)	文安4
22	賀茂在成 (在長)	永享6・9・2 (37) 一永享11・2・13 (38)	康正2
23	安倍有秀	嘉吉1・4・21 (39) 一嘉吉1・12・22 (40)	
24	賀茂在盛	嘉吉2・6・17 (41) 一文安1・3・11 (42)	康正2
25	安倍有季	文安1・4・19 (43) 一享徳1・8・29 (康正1・9・22) (44)	康正2
26	賀茂在通	康正2・1・30 (45) 一[文明9・2・1] (46)	文明11
27	安倍有宗	[文明9・2・4] (47) 一明応7・10・18 (48)	※1
28	賀茂在重	永正7・2・24 (49) 一永正11・6・19 (50)	永正11
29	賀茂在富	永正11・6・28 (51) 一大永2・1・9 (52)	※2享祿4

- (9) 同上
- (10) 同上
- (11) 『文和四年具注暦』(大日本史料第六編之十九)
- (12) 『文和五年具注暦』(大日本史料第六編之二十二、延文元年雜載)
- (13) 有世に関しては既に柳原氏に論考がある。柳原敏昭『安倍有世論』(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四)
- (14) 『愚管記』(続史料大成)、『園太暦目録』(史料纂集『園太暦』七) 延文三年十月二十三日
- (15) 『愚管記』
- (16) 『師守記』
- (17) 同上
- (18) 『後愚昧記』(大日本古記録)
- (19) 『貞治六年春日社正遷宮記』(大日本史料第六編之二十八)
- (20) 『応安三年宸筆御八講記』(大日本史料第六編之三十二)
- (21) 『吉田家日次記』(東大史料編纂所蔵写本)
- (22) 『兼宣公記』(史料纂集)
- (23) 『迎陽記』(大日本史料第七編之一、応永元年七月五日条)、『実継』は当該期の賀茂氏・安倍氏に見当たらない(群書類従所収の『医陰家系図』(群書類従研究会)などによる)。「定継」の誤記ではないかと考えられる。
- (24) 『康富記』(続史料大成) 文安五年(一四四八)五月五日条
- (25) 『朔旦部類記』(大日本史料第七編之十四)
- (26) 『除書部類』(大日本史料第七編之十五)
- (27) 『大嘗会仮名記』(大日本史料第七編之二十三)
- (28) 『除書部類』(大日本史料第七編之二十四)
- (29) 『康富記』
- (30) 『兼宣公記』
- (31) 『康富記』
- (32) 『建内記』 正長元年(一四二八)五月九日条に「内外典御所日次可為来廿二日・廿四日之」、「寮頭在貞朝臣所撰申也云々、」とある為、柳原氏の六月一日条よりこちらに変更した。
- (33) 『康富記』『師郷記』
- (34) 『師郷記』
- (35) 『永享大嘗会記』(群書類従七)
- (36) 『看聞日記』
- (37) 『師郷記』
- (38) 同上

- (39) 『看聞日記』
- (40) 『建内記』
- (41) 『康富記』
- (42) 『康富記』。『師郷記』永享九年(一四三七)十一月二十五日条「陰陽寮頭在盛」とあるが誤記の可能性が高い。
- (43) 同上
- (44) 同上。『師郷記』康正元年(一四五五)九月二十二日条の軒廊御卜に有季・在宗が参陣しているが「康富記」では有家・在栄となっている。もし、『師郷記』が正しいのであれば有季の陰陽頭としての最終時期は康正元年九月二十二日になる。また、有家が頭となっていたのであればどの時期になるか検討する必要がある。
- (45) 『公卿補任』より有季が従三位になっているため、確実に頭ではなくなる時期として従三位叙位日を以て在通の頭在任最古とした。
- (46) 『親長卿記』(大日本史料第八編之九)『歴名土代』に正四位下賀在通文明元・十二・十五とあり。
- (47) 『親長卿記』(大日本史料第八編之九)
- (48) 『宣秀卿御教書案』(『室町期・戦国期の符案に関する基礎的研究』所収) 明応七年(一四九八)十月十八日付案 ※1 有季の従三位叙位は不明、但し「元長卿記」文亀元年二月十日条に「正三位で死去」の記事がある。
- (49) 『歴名土代』(続群書類従研究会)
- (50) 『頼継卿御教書案』(『室町期・戦国期の符案に関する基礎的研究』所収) 六月二十八日付「左馬頭在富」とあること、二十八日を以て在富が正五位下に叙されることからこの日を下限とした。
- (51) 『頼継卿御教書案』(『室町期・戦国期の符案に関する基礎的研究』所収) 永正十一年(一五一四)六月二十八日付宣旨 この日、正五位下に叙されているため、陰陽頭の補任時期としてはこの日前後になる。
- (52) 『頼継卿御教書案』(『室町期・戦国期の符案に関する基礎的研究』所収) 大永元年(一五二一)正月九日付宣旨 この時点で「陰陽頭」と有るが、在富以後の陰陽頭に於いては本稿で扱わないのでこれをもって表を終了した。また、「歴名土代」には「大永二年・正廿五宮内卿詰」とある。 ※2 享祿四年(一五三一)従三位叙位、その後、御折管領就任と同時に宮内卿兼務。

①柳原氏により同様の表が既に作成されている。しかし柳原氏がまだ不完全と述べられているように、本稿時に更新出来るものがあつたため、史料に確認出来るもので、管見に入つたものを元に作成した。在任期間に関しては、史料初出時と史料に最終的に確認できた時点である。基本的に在任期間は前後にふれるが補任に関して特定出来たものは〔 〕で示した。また、13・14・19に関しては、史料で確認出来たものを記した。今後、更に期間の特定に努めたい。

②Noは就任した順に上から付した。また陰陽頭の名前で後に改名したものは()で示した。

③従三位に登つたもので史料上確認出来たものを右欄、「従三位叙位」に示した。史料は「公卿補任」(国史大系)。

④この表は未だ未完成・不十分といえるので今後の研究により更なる更新を行っていききたい。

のではなからうか。史料九において、国家最高位の卜占である軒廊御卜に参陣し、既に上臈の陰陽師たる立場を確固なものにしていた有世を評価し、義満は自身の関わる重要事の勘申や祈禱を任せるようになったのではなからうか。そして、義満が成人する頃には刑部卿として陰陽寮官職を有していなかったが、上臈の陰陽師たる地位は既に周知の状態であり、そこに目をつけた義満により三位叙という異例に上り詰めたのであった。応安四年（一三七一）には陰陽頭賀茂在弘朝臣が参陣しているのが確認出来るが、この在弘も有世の死後、義満の大祈禱祭での祈禱祭主になっており、次に掲げる史料にも有世と在弘二名の参陣が確認出来る。

【史料十一】『後愚昧記』永和三年（一三七七）十二月六日条²⁸

今日政始、(前略)、其後有軒廊御卜、上卿、同政始、弁 仲光

朝臣、頭左中弁、外記 康隆、史兼治 秀職、神祇官 兼熙朝

臣、吉田神主、中臣不参、陰陽寮 在世朝臣大膳大夫、在弘朝臣

陰陽頭、等云々、神宮并八幡宮怪異也、

「在世」は「有世」のことであろう。大膳大夫有世と陰陽頭在弘はそれぞれ安倍氏と賀茂氏の嫡流家の最有力者であったし、陰陽師の上臈と当代の陰陽頭であり、後に共に三位に登っている。前掲史料十一から有世と在弘とともに軒廊御卜に参陣しており、当代の上臈・陰陽頭であった。有世との初接触時に義満が祈禱の祭主にしようと考えたか断定するのは早計にすぎるが、有世死後の祈禱祭主を任せるとなった際、第一候補に上がるのは次の上臈の陰陽師（賀茂嫡流）たる

在弘であった。義満の祈禱の先任者とその次の上臈陰陽師という形はこの頃から出来ていたといえる。更に史料十一において有世は大膳大夫であり、史料九のように天文博士という陰陽寮官人ではなくなっている。前掲の史料五〇八においても陰陽寮官人以外の存在が確認出来る。また史料八においては「次上卿目陰陽寮上首在盛御卜事」、「官寮下臈書之」とあり、上卿が陰陽寮の上首に御卜を行うことを仰せており、更に官も寮も下臈が勘文を書き、上首の者はそこへ署名するだけであるとしている。

表一のNo.6と7の間の期間（康永元年「一三四二」七月一四日）に行なわれた「軒廊御卜」ではないが、仙洞での御卜（八幡宮神輿流失による造替有無に関して）においては²⁹、上臈の陰陽師と思われる陰陽師が多数参陣しているのが確認出来る。これを以って軒廊御卜でも上首の陰陽師＝上臈の陰陽師が御卜に参陣することが定例化していた証左であると断定は出来ないが、一つの参考にはなる。

前掲史料五〇八において陰陽師の姿が見受けられるが、多くが上臈の陰陽師と寮の者、あるいは上臈の陰陽師兼陰陽頭と陰陽師で構成されているのが確認できる。平安・鎌倉時代と同じく、室町時代においても上臈の陰陽師が御卜に際して招集されていた。

陰陽寮の頭職を経験した者は、その後他官職あるいは博士職を歴任し、その後三位に叙されるまでは陰陽師の上首、すなわち上臈の陰陽師として軒廊御卜に参陣していたと考えられる。義満期に家格上昇が行なわれるまでの期間、すなわち軒廊御卜において陰陽師の参陣の変

化が起こるまでの期間は義満期での陰陽道の隆盛の前段階であったとも言える。推論に過ぎないが義満は大祈禱祭の祭主を選ぶ際、この貞治や永和の頃の軒廊御下に参陣した陰陽師であり、上臈の陰陽師でもあった者を基準にし、その結果が有世や有世亡き後の在弘と言った土御門・勘解由小路の嫡流系統の陰陽師であったのだろう。

本来は陰陽頭が配下を率いて参陣するという形が上臈の陰陽師が陰陽寮を率いて参陣するという形に変化したのであった。これは平安・鎌倉期にも見られた状態ではあるが、室町時代においては安倍氏であるか、賀茂氏であるかが大きく関係してくると思われる。というのも既に陰陽寮が曆家賀茂氏・天文家安倍氏によって寡占された状態であり、その上陰陽家の各系統の勢力の優劣化が進み、家の細分化が一層激しくなる中で、勢力を争う、あるいは経済的に困窮している室町の公家・朝廷内では、足利將軍への奉仕など少ない需要を競う場合は、安倍氏と賀茂氏での牌の取り合いになるからである。表二No.30・40・42・44・47において頭と賀茂氏・安倍氏の有力系統の者、すなわち「土御門家」・「勘解由小路家」の陰陽師が参陣しているのがわかる。30の在盛は賀茂氏の、有季は安倍氏の嫡流の嫡子であり、在盛・有季ともに頭を経験した後、刑部卿や大膳大夫を経て三位へと昇進する。40の在政は在盛の弟であり、やはり嫡流の者、そして有正は安倍有季の息であり、こちらも嫡流の者である。在栄は在盛の息であり、賀茂嫡流（勘解由小路）の出身である。つまり、室町時代の軒廊御下における陰陽師の参陣は陰陽寮の寡占状態に加えて二家間で競争が激

化したために、それぞれの陰陽師としての評価を高め、為政者や権力者である貴族や將軍への奉仕を勝ち取るためには家の筆頭となる陰陽家有力系統の当主格という存在を作り、その当主格の元で家の陰陽師を構成する形が必然となったのである。そうして、陰陽師を招集する側の者の間では、土御門家や勘解由小路家の陰陽師が有力系統であるという意識が現れ始め、軒廊御下に参陣する陰陽師の構成は、上臈の陰陽師を中心とする配下の陰陽頭という形から土御門家・勘解由小路家・陰陽頭という構成へと構成を変えた。

では、この構成が、朝廷内での陰陽師としての奉仕に関して適用出来るのか。数例上げて確認してみる。

【史料十二】『師郷記』永享七年（一四三五）二月二十八日条³¹

今日折年穀奉幣也、先於陣有定、上卿花山院大納言持忠卿、参議清房卿、左大弁、書定文、奉行頭左大弁忠長朝臣、弁右中弁幸房、両局周枝宿禰・師勝朝臣兩人不及向本官・六位外記親種・史盛久、陰陽寮頭在成朝臣・天文博士有季等参之、陣儀了、(略)、

【史料十三】『師郷記』永享二年（一四三〇）五月十二日条³²

今日大嘗会行事所始日時定、上卿勸修寺中納言経成卿・職事頭右大弁忠長朝臣・左中弁資親朝臣悠紀行事・左少弁明豊主基行事・官勢周枝宿禰・六位外記宗種・右大史盛久・員職・陰陽寮有富朝臣・在豊朝臣・有季朝臣等参陣、(略)、

【史料十四】『師郷記』永享二年（一四三〇）九月十四日条³³

今日御禊 行幸日時定并装束司・次第司・除目・留守定也、公卿

内大臣清通公・京極中納言實光卿・葉室中納言宗豊卿・洞院中納言實熙・四条宰相隆夏卿陣執筆、右中弁幸房、職事頭左大弁房長朝臣奉行、両局周枝宿禰・師世朝臣・権少外記康富・左少史盛時、陰陽寮有富朝臣寮頭・有清・在豊等参之、陰陽寮着腋陣、

(略)、

【史料十五】『康富記』嘉吉三年（一四四三）十二月十三日条³⁴

是日、造土御門殿事也、(略)、上卿尹大納言定親卿、行事、職事頭左中辯明豊朝臣、官方権右中辯俊秀、行事、局務大外記師郷朝臣、解眼、官務左大史晨照宿禰、行事、六位外記三臈忠種、分日時完六位史盛久、召使秀國、陰陽寮前頭賀茂在成朝臣、頭同在盛朝臣、天文博士安倍有季朝臣等参陣也、

十三～十五の史料は日時勘申、十二は祈年穀奉幣のものである。選んだ基準としては朝廷の行事的なものを基準として選んだ。大嘗会・内裏造営・行幸日時勘申などは、陰陽師の関わるものとして軒廊御卜と並ぶ重要な勘申である。以下、個別に検討していく。

十二では人数が二人と前掲の三例と比べて足りないが、賀茂氏嫡流家の在成が頭職であるため、勘解由小路家・土御門家・陰陽頭の構成とすることができよう。

また十三に関して有季は当代の安倍当主格、在豊は賀茂在成の改名後であり、有富が陰陽頭、ここでも勘解由小路家・土御門家・陰陽頭となる。

十四の有清（後、改名して有郷）は、後に西洞院を名乗るが、『公

卿補任』には、「西洞院」の号は見られず、有清の父、泰清には「土御門」と付されていることや、永享六年（一四三四）に將軍により所領が召し上げられ、土御門家に与えられていること（『看聞日記』永享六年二月十六日条）、更に「家をもあけさせらる」とあり、邸宅の転居がある³⁵。「勘解由小路」や「土御門」は邸宅の在所から取られていたと考えられるが、貴族の当時の陰陽家の有力系統に対する認識がこの通りであれば、邸宅の転居以前、「土御門」として扱われていた可能性が高い。もし、そうであれば、ここで土御門家の者として扱われると、勘解由小路家・土御門家・陰陽頭という構成になる。

十五の在成は頭である在盛の叔父、そして有季は安倍氏の嫡流である。十五においては勘解由小路家・土御門家・陰陽頭という構成が成り立つ。

内裏造営勘申や行幸日時といった天皇家に関わるもの、また大嘗会といった公的な宮廷行事などの勘申に際しても陰陽師の構成は勘解由小路家・土御門家・陰陽頭という構成は変わらないことが確認できる。では、陰陽道祭ではどうかであろうか。

【史料十六】『師郷記』宝徳二年（一四五〇）五月二日条³⁶

二日、乙巳、今夜四角四堺鬼気祭也、内裏四角良在貞卿、巽有郷卿、坤在康卿、軋有季朝臣^{然上首在、在盛朝臣等也、}相坂在朝臣・大江在盛朝臣・山崎有正朝臣^政・龍苑有信、如此云々、

この記事は「四角四境祭」の記事であり、内裏四角は上首の陰陽師が担当した。これに参陣している陰陽師は西洞院安倍家、土御門家、

安倍家、勘解由小路家、賀茂家の5つの陰陽家の陰陽師であるが、「上首在、・在盛朝臣等也」とあるため、有季より上首の陰陽師Ⅱ在長・在盛（師卿記同月同日条に在長・在盛とあり）が参陣していることがわかる。史料十二のように上臈の陰陽師が参陣していないわけではないが、上臈の陰陽師と勘解由小路・土御門両家の当主が陰陽頭を務めている人物であるが故の事態も存在した。【史料十六】に「上首在長・在盛」とあるように賀茂嫡流の在長もしくは在盛が当時の上臈であったが故に在貞は嫡流当主としての立場、在長・在盛は上臈の立場から参陣していると考えられる。

永享～宝徳まで陰陽師の参陣についての構成は変わっていない。また、表一・表二において一時期、安倍氏の参陣のみの記事がある。それには將軍権力との繋がりを重視した賀茂氏が將軍により突飛を受けたことで代替わりしたりするなどいわば謹慎状態を取ったことも深く関わっているであろう³⁷。この点にはまだまだ詳しく究明していかなければならないが、いずれにせよ、陰陽師の参陣構成に新たな規則性ができていたのは事実であろう。木村氏は鎌倉時代の軒廊御下に参陣する陰陽師は上臈・二臈・陰陽頭であると述べておられるが、室町時代においては、陰陽家の家格上昇などが行なわれ、將軍権力との癒着や、陰陽家の勢力争いによってそれまでの最上位の上臈陰陽師を頂点とする陰陽師全体を配下とする体制から家ごとの、また家内においての嫡流・庶流での争いの激化などにより、安倍氏・賀茂氏という陰陽二家のそれぞれの嫡流家と陰陽寮の長たる陰陽頭が中心となる体制に移行

した。そこには困窮化などにより少ない牌を争わなければならなくなったこと、將軍権力の隆盛に伴い陰陽道も隆盛したこと、それゆえに戦乱の激化に伴い、衰退化していったことが背景にある。賀茂氏の嫡流での当主格や安倍氏の嫡流での当主格（有世の系統）・安倍氏の有力庶流（有茂系統）であり、「軒廊御下」に参陣した陰陽師は、貴族側からみても優秀な陰陽師という認識があった。

だからこそ、土御門（安倍嫡流・庶流系統）と賀茂（嫡流系統）の者を日々の陰陽道祭や勘申、怪異の発生に際して招集する陰陽師として選び、陰陽寮の長官である陰陽頭と合わせて、三名による勘申が最高位とされていたのではなからうか。その為、最高位の卜占である軒廊御下においても招集される陰陽師は賀茂氏・安倍氏の嫡流系統や庶流系統といった有力系統の当主格と陰陽頭であり、また嫡流系統であっても「家君」ではない次世代の当主、すなわち当主格という一世代下の嫡流家の陰陽師が参陣していたと考えられる。実際、永享・嘉吉期には將軍家への奉仕を行うのは当主であり、軒廊御下に参陣しているのはNo.27を除き有季や在盛・在成といった嫡流家の嫡男、次男という次期当主格が参陣している。朝廷内、あるいは公家での陰陽師の招集に際して、土御門（安倍氏本宗）・勘解由小路（賀茂氏本宗）・陰陽寮頭（陰陽寮長官）という構成意識が根底にあったのだろう。

おわりに

南北朝・室町期と軒廊御卜は、前代と変わらず重要視された。貴族からは国家安危の吉凶を知るために、諸社寺の神官・僧からは造替などの要請の手段として、そして陰陽師は自身が上臈あるいは陰陽頭として参陣するが故に必要な不可欠であった。また様々な理由により延引されることもあった。しかし、延引はされても行われなかった件は少なかったのである。そしてそれらは故実書にない手順の追加や、「問答」が行われたことと共に、当時の人々の関心の高さを示している。室町時代の陰陽家は、安倍有世の系統と有茂の系統という安倍氏二系統と賀茂在弘の系統の3つの系統に集約されていき、最盛期を迎える。当時の為政者など陰陽師を招集あるいは利用する側の者は、陰陽家の有力系統を用いることが一種のステータス化し、有力系統の陰陽師による陰陽道祭・日時勘申などを行うようになる。そうした微用の際に意識されるのは、数ある陰陽師の誰を用いるかであり、隆盛を誇る安倍氏・賀茂氏の安賀両家であった。また、嫡流・傍流の違いはあるのが用いる側にとっては安倍嫡流・傍流という認識よりも土御門であるのか勘解由小路であるのかということの方が意識されたのではなからうか。有清の西洞院への転居・変号は、陰陽師邸の神意意識から来ると思われるが、そうであるなら転居前、有清は土御門の陰陽師として認識されていたとも考えられる。事実、泰清には「西洞院」の号が見られない。この点に関してはまだまだ考察する必要があるため、

後の課題としておく。そして、前述の軒廊御卜という国家安危を占う最重要の卜占に際し、最高位の陰陽師を招集するようになるのは用意に想像できよう。そこには、当時の人々の誰が最高位の陰陽師であるのかという評価が存在していたのではなからうか。だからこそ安倍氏・賀茂氏の嫡流やその次の世代の嫡流子息と陰陽寮の長官たる陰陽師で構成したのである。

しかしながら、軒廊御卜のみを以って当時の陰陽師の招集基準を定義付けするには、まだまだ検討の余地がある。今回、取り扱わなかった朝廷の祭祀儀礼に際しての陰陽師の構成や貴族への私的奉仕における陰陽師の招集に関して考察する必要があるだろう。今後の課題としておきたい。

注

- (1) 柳原敏昭「室町政権と陰陽道」柳原論文一「陰陽道叢書第二卷中世」(名著出版、一九九二)、「応永・永享期における陰陽道の展開」『看聞日記』を中心として―柳原論文二(鹿児島大学法文学部大学紀要「人文学科論集」三五、一九九二年)、「南北朝・室町時代の陰陽頭―建武新政期から嘉吉の乱直後まで―」柳原論文三(『鹿大史学』四〇、一九九三)、「義持政権期の陰陽道」柳原論文四(『鹿児島中世史研究会報』五〇、一九九五)
- (2) 木村純子氏の一連の論考は、木村純子著「室町時代の陰陽道と寺院社会」勉誠出版、二〇一二年)による
- (3) 小坂眞二「安倍晴明撰『占事略決』と陰陽道」(汲古書院、二〇〇四)

- (4) 森茂暁「大内氏と陰陽道―大内政弘と賀茂在宗との関係を中心に―」『日本歴史』五八三、一九九六年十二月
- (5) 末柄豊「応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道」一九九六年 東京大学史料編纂所紀要
- (6) 「軒廊御卜」に関しての研究は山下克明「賀茂・安倍氏の成立と展開」(平安時代の宗教文化と陰陽道) 岩田書院、一九九六年)
- 西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」(今谷明 編『王権と神祇』思文閣、二〇〇二年)
- 山田雄司氏「室町時代伊勢神宮の怪異」(神道史研究、五四、二〇〇六年四月)
- 曾我良成「外記局の停滞―軒廊御卜の二種類の召集をめぐって―」(名古屋学院大学論集、言語・文化篇 一六(二)、二〇〇五年) などがある。
- (7) 「六壬占」などの占法・陰陽道典籍に関しては小坂眞二氏の一連の論考がある。小坂眞二『安倍晴明撰「占事略決」と陰陽道』(汲古書院、二〇〇四) に詳しい。
- (8) 一覧表作成にあたって東京大学史料編纂所大日本史料総合データベース <http://www.wap.hiu.tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> を利用した。
- (9) 『禁秘抄』(神道大系 朝儀祭祀篇) 一、陰陽道 条
- (10) 前掲注8 御卜 条
- (11) 『北山抄』(神道大系) 卷六 備忘略記 軒廊御卜事
- (12) 『江家次第』(神道大系) 卷一八 軒廊御卜
- (13) 『中院一品記』(『大日本史料』第六篇之五) 暦応二年(一三三九) 十二月十日条
- (14) 『康富記』(増補史料大成) 文安五年(一四四八) 六月六日条
- (15) 『康富記』(増補史料大成) 文安元年(一四四四) 五月二十二日条
- (16) 『康富記』(増補史料大成) 嘉吉二年(一四四二) 十二月二十四日条
- (17) 同じく神輿に関する御卜は時代が大分後になるが後掲注18などがある。
- (18) 前掲注6 山田論文
- (19) 『康富記』(増補史料大成) 文安六年(一四四九) 五月十五日条
- (20) 『師郷記』(史料纂集) 文安元年(一四四四) 七月六日条
- 六日、(中略)、去月廿六日春日社御正鉢令落給、社家注進之、(中略)、近例応永廿三年有之、件度不及被御卜、此度不可及御卜 云々、但去二日被仰陰陽頭有季朝臣、内々被召御占形了、怪異の報告がなされたが、軒廊御卜に至らなかつた例である。この史料では陰陽頭である有季が内々に占文を出しており、室町時代において軒廊御卜が行なわれなかつた際には、陰陽頭が内々に占文を出した。本来、神祇官を補佐するという立場であつたといえる陰陽寮に占形提出が命じられ、優先されるはずの神祇官に命じられていないことから、ここでは陰陽寮が重視されているとも読み取れる。同様な例に応永二十三年十二月二十八日に先例があり、その時は上皇が軒廊御卜を行うべきではないとして陰陽寮頭に内々に勘文を出させた。『薩戒記』 応永三十三年二月二十八日条(大日本古記録) にも同様の例が見られる。
- (21) 前掲注6 西岡論文
- (22) 表一 No.63では足利義満の注進により軒廊御卜が行なわれている。(『大日本史料』第七編之二) また、同史料内には義満に重用された陰陽師、安倍有世が参陣している。軒廊御卜における陰陽師の参陣に関しては第二章参照の事。
- (23) 前掲注1、赤澤春彦氏による鎌倉時代から南北朝・室町期への連続性の指摘、あるいは赤澤氏の一連の論考の中に室町時代への言及も見られる。鎌倉幕府の「御簡衆」が室町幕府に踏襲されている等。赤澤氏の一連の論考は、赤澤春彦著『鎌倉期官人陰陽師の研究』(吉川弘文館、二〇一一年) による。

- (24) 『師守記』(史料纂集) 貞治三年(一三六四)二月五日条
- (25) 柳原敏昭「安倍有世論」(羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四)
- (26) 『吉田家日次記』(東大史料編纂所蔵写本) 永徳三年(一三八三)六月十二日条
- (27) 陰陽師の上首、陰陽頭に関する論考には木村純子「陰陽寮における賀茂・安倍両氏掌握の一過程」(日本女子大学大学院文学研究科紀要、第八号、2001)、中村晃子「陰陽頭と「陰陽師第一者」——十世紀から十三世紀初頭における陰陽頭の位置——」(文化学年報五四号 二〇〇五年三月)などがある。
- 木村氏はその論考の中で、貴族への私的奉仕に対して応の代償を得ることと利害関係を一致させ、官職・官位を中心とする社会的地位の向上のための貴族の支援こそが代償であると述べ、「上臈Ⅱ陰陽道第一者」であり、「軒廊御卜」は上臈・二臈・陰陽頭で構成されていたと位置づけている。
- (28) 『後愚昧記』(大日本古記録) 永和三年十二月六日条
- (29) 『師守記』(史料纂集) 康永元年七月十四日条
- 「今日於仙洞御卜、是八幡宮神輿令申流失之^由有其間、造替有無事、不可有造替由御卜也云々、令流失給事不審坎、為之如何、」(中略)、^{〔案〕}十四日、
- 今日仙洞御卜参仕輩
- 前大膳権大夫安倍國弘朝臣 左京権大夫賀茂在實朝臣 前陰陽頭賀茂清平 陰陽頭安倍有俊 助安倍良宣朝臣 権天文博士安倍泰尚 権陰陽博士賀茂在諸等参仕^{云々}、(後略)、
- (30) 前掲注6山下著書、前掲注23赤澤著書
- (31) 『師郷記』(史料纂集) 永享七年二月二十八日
- (32) 『師郷記』(史料纂集) 永享二年五月十二日条
- (33) 『師郷記』(史料纂集) 永享二年九月十四日条
- (34) 『康富記』(増補史料大成) 嘉吉三年十二月十三日条
- (35) 前掲注2
- (36) 『師郷記』(史料纂集) 宝徳二年(一四五〇)五月二日条
- (37) 前掲注1柳原論文二
- 本稿は修士論文の一部を改稿したものである。